

市 会 議 案

令和2年11月定例会（令和2年11月20日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和2年第130号議案	名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙 公報発行条例の一部改正について	1頁
令和2年第131号議案	名古屋市敬老バス条例の一部改正について	5頁
令和2年第132号議案	名古屋市国民健康保険条例の一部改正について	9頁
令和2年第133号議案	名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて	17頁
令和2年第134号議案	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例の制定 について	23頁
令和2年第139号議案	契約の締結について	27頁
令和2年第140号議案	契約の締結について	29頁
令和2年第141号議案	契約の締結について	31頁
令和2年第142号議案	契約の締結について	33頁
令和2年第143号議案	財産の取得について	35頁
令和2年第144号議案	公立大学法人名古屋市立大学定款の変更について	37頁
令和2年第145号議案	当せん金付証票の発売について	47頁

令和2年第130号議案

名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行
条例の一部改正について

名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行条例の一部
を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行
条例の一部を改正する条例

(名古屋市議会議員選挙公報発行条例の一部改正)

第1条 名古屋市議会議員選挙公報発行条例（昭和58年名古屋市条例第3号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「正副2通を具し」を「を添付し」に改め、同条第2項中
「正副2通を具して」を「を添付し」に改める。

(名古屋市長選挙公報発行条例の一部改正)

第2条 名古屋市長選挙公報発行条例（昭和26年名古屋市条例第19号）の一部
を次のように改正する。

第3条中「2通を添えて」を「を添付し」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、公職選挙法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新　　旧　　対　　照 (改正案)
　　　　　　　　　(現　行)

1　名古屋市議会議員選挙公報発行条例（抜すい）

（掲載文の申請）

第2条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするとき
は、その掲載文正副2通を添付し、委員会の指定する期日までに、委員会に、文書で申請しなければならない。

2　候補者が、既に申請した掲載文を修正しようとするときは、修正後の掲載
を添付し
文正副2通を添付して、前項の期日までに文書で申請しなければならない。

2　名古屋市長選挙公報発行条例（抜すい）

（掲載文の申請）

第3条 候補者が選挙公報にその氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする
ときは、掲載文2通を添付し、委員会に、その指定する期日までに、文書で申請しなければならない。

令和 2年第131号議案

名古屋市敬老バス条例の一部改正について

名古屋市敬老バス条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市敬老バス条例の一部を改正する条例

名古屋市敬老バス条例（平成16年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項第 1号イ(ア) 中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加え、同号イ(イ) 中「寡夫」を「ひとり親」に、「125万円」を「135万円」に改め、同項第 2号ア中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加え、同号イ中「125万円」を「135万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市敬老バス条例の規定は、令和 2年以降の年の合計所得金額について適用し、令和元年（平成31年 1月 1日から令和元年12月31日までの期間をいう。）以前の年の合計所得金額については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、敬老バスの負担額について、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市敬老バス条例 (抜すい)

(交付申請及び負担額)

第4条 (略)

2 前項の申請をした者は、敬老バスの交付を受ける際、交通機関の利用に要する費用の一部に充てるため、次に定める額（以下「負担額」という。）を負担しなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者 1,000円

ア (略)

イ 前項の申請をした者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の全てが次のいずれかに該当する者であるもの

(7) 申請の日の属する年の前年（以下「前年」という。）（1月1日から6月30日までの間において申請するときは、前々年。以下同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が35万円にその者の同項第7号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）及び同項第9号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額

（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者

(4) 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者、同項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定するひとり親寡夫（以下「障害者等」という。）又は未成年者であって、前年の合計所得金額が $\frac{135}{125}$ 万円以下であるもの

(2) 前号に掲げる者を除くほか、次のいずれかに該当する者 3,000円

ア 前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1を加えた数を乗じて得た金額 に10万円を加算した金額 (その者

が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額) 以下である者

イ 障害者等であって、前年の合計所得金額が 135万円 125万円以下であるもの

(3) (略)

3 (略)

令和 2年第132号議案

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第19条の 2第 1項中「第 314条の 2第 2項に規定する金額に地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）」を「第 314条の 2第 2項第 1号に規定する金額（世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）第56条の89第 1項に規定する給与所得者等の数（以下「給与所得者等の数」という。）が 2以上の場合にあっては、当該金額に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に同令」に改め、同条第2項中「第 314条の 2第 2項に規定する金額」を「第 314条の 2第 2項第 1号に規定する金額（世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2以上の場合にあっては、当該金額に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10

万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第19条中「)」と、」を「」と、「第56条の89第1項に規定する給与所得者等の数」とあるのは「附則第18条の8の規定により読み替えられた同令第56条の89第1項に規定する給与所得者等の数」と、」に改める。

附則第28条第1項第2号を次のように改める。

(2) 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者、同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定するひとり親である場合 92万円

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の算定方法を改める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市国民健康保険条例（抜き）

（減額賦課）

第19条の 2 世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び政令第29条の 7第 2 項第 9号イに規定する特定同一世帯所属者（以下「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した地方税法第 703条の 5に規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第 2項の規定によって計算した金額の 100分の30に相当する金額によるものとする。）及び山林所得金額の合算額が、地方税法第 314条の 2第 2項第 1号に規定する金額（世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）第56条の89第 1項に規定する給与所得者等の数（以下「給与所得者等の数」という。）が 2以上の場合にあっては、当該金額に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に同令地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）第56条の89第 2項第 2号口の規定において当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料の賦課期日現在における当該合計数を乗じた金額を合算した金額を超えない場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第11条の 2の額から市長の定める額を減額した額とする。

2 前項に該当しない場合であつて、世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した前項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、当該金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に地方税法施行令第56条の89第2項第2号ハの規定において当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料の賦課期日現在における当該合計数を乗じた金額を合算した金額を超えないときは、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第11条の2の額から市長の定める額を減額した額とする。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る保険料算定の特例）

第19条 当分の間、世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「ものとする。」とあるのは「ものとし、同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。」と、「第56条の89第1項に規定する給与所得者等の数」とあるのは「附則第18条の8の規定により読み替えられた同令第56条の89第1項に規定する給与所得者等の数」と、同条第2項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて

いる場合における当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(扶養家族を有する被保険者等に係る所得割額の減額)

第28条 第13条第1項及び第2項の所得割額は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当分の間、当該被保険者につき、当該各号に掲げる額に附則第7条に規定する保険料率を乗じた額を減額して算定するものとする。

- (1) (略)
- (2) 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者、同項第11号に規定する寡婦^{又は}
(同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。)、同項第12号に規定するひとり親寡夫^{（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。)を}
又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項各号中「児童」とあるのを「20歳未満の者」と読み替えた場合に、同項第3号に定める養

育者たる要件に該当する女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないいが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、地方税法第 292条第 1項第 9号に規定する扶養親族（20歳未満の者に限る。）を有するものである場合 92万円

2 }
3 } (略)

参 照 条 文

地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）抜すい 新旧対照（改
改

正後
正前

（国民健康保険税の減額）

第56条の89 法第 703条の 5に規定する政令で定める金額は、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第 703条の 4第10項第 1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年内に法第 703条の 5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第 1項に規定する給与所得について同条第 3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年内に法第 703条の 5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」と

いう。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者(法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。)の数の合計数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第3号又は第4号の規定による減額を行う場合には、43万円(納税義務者並びに33万円その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 (略)

附 則
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
第18条の8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法附則第35条の5の規定の適用がある場合における第56条の89第2項の規定の適用については、同条第1項中「110万円」とあるのは「125万円」と、同条第2項第2号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法附則第35条の5の規定により読み替えられた法第703条の5に規定する総所得金額」とする。

令和 2年第 133 号議案

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 1条の 2を削る。

第 2条第 2項の表中

「

名古屋市立東部医療センター	名古屋市千種区若水一丁目 2番23号
名古屋市立西部医療センター	名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1

」を削り、同条第 3項

第 1号中「、精神科」を削り、「産婦人科」を「婦人科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、「放射線科」の次に「、病理診断科、救急科」を加え、「、歯科」を削り、「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」

を「市長」に改め、同項第2号中「1,288床」を「300床」に改め、「感染症病床 10床」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「法第33条第2項」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項」に改める。

第9条第1項中「管理者」を「市長」に、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第3号中「管理者」を「市長」に改める。

第12条第1項中「管理者は」を「市長は」に、「企業管理規程」を「規則」に改め、同条第2項中「企業管理規程」を「規則」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「管理者は」を「市長は」に改める。

第13条第2項中「企業管理規程」を「規則」に改め、同条第3項中「管理者と」を「市長と」に改める。

第14条第4号中「管理者」を「市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(名古屋市病院事業基金条例の一部改正)

2 名古屋市病院事業基金条例（平成25年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第5条から第7条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターの市立大学病院化に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市病院事業の設置等に関する条例（抜すい）

（法の適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項の規定により、病院事業に同条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。

（経営の基本）

第2条（略）

2（略）

3 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

(1) 診療科目 内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、
産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、
救急科、麻酔科、歯科その他市長が特に必要と認める診療科目

(2) 病床数 一般病床 $\frac{300\text{床}}{1,288\text{床}}$

感染症病床 10床

（組織）

第3条 削除
管理者の職名は、病院局長とする。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、

病院局を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33
法

条第2項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額をいう。以下同じ。）が8,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（不動産の信託を除く。土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）及び予定価格4,000万円以上の不動産の信託又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（業務状況説明書類）

第9条 法第40条の2第1項の規定に基づき、市長管理者は、病院事業に関し、3月31日及び9月30日現在における業務の状況を説明する書類を作成市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するほか、3月31日現在におけるものについては翌事業年度当初予算の概要を明らかにしなければならない。

(1) } (略)
(2) }

(3) その他市長管理者が必要と認める事項

（指定管理者の指定の手続）

第12条 市長管理者は、緑市民病院の指定管理者の指定をしようとするときは、規則企業管理規程で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 緑市民病院の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則企業管理規程で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長管理者に提出しなければならない。

3 市長管理者は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1)
(略)
(3)

4 市長
管理者は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、
その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 前項の緑市民病院の診療時間及び休日は、規則
企業管理規程で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長
管理者との協議により、診療
時間以外の時間及び休日に診療することができる。

4 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)
(略)
(3)

(4) その他市長
管理者が定める業務

2 名古屋市病院事業基金条例 (抜すい)

(管理)

第3条 基金の管理は、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が行う。

$\frac{1}{2}$
 $\frac{2}{3}$

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分する
ことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長管理者が病院事業の運営上必要と認めるとき。
(運用)

第 6条 市長管理者は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第 7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長管理者が定める。

令和2年第134号議案

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例の制定について

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき行う本市が設置する名古屋国際会議場の整備運営事業（法に準じて行うものを含む。）を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、観光文化交流局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

3 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

28	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	観光文化交流局
----	------------------------------------	--------------------------	----------	---------

」

を

「

28	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会 委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
28の2	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	

」

に改める。

(理由)

この案を提出したのは、名古屋国際会議場の整備運営事業を実施する民間事

業者の選定に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会を設置する必要があるによる。

令和2年第139号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 枇杷島橋仮橋製作架設工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市西区枇杷島町及び愛知県清須市西枇杷島町南問
屋立会庄内川 |
| 3 契約の内容 | 仮橋 延長 188.229 メートル、幅17.105メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 1,476,200,000 円 |
| 6 契約の相手方 | 佐藤・日ファブ特別共同企業体
代表者 名古屋市中区丸の内三丁目18番1号
佐藤鉄工株式会社名古屋営業所
所長 大森祐悦
名古屋市中区栄四丁目6番15号
日本ファブテック株式会社名古屋営業所
所長 鈴木達也 |
| 7 完成予定期日 | 令和4年7月29日 |

(理 由)

この案を提出したのは、枇杷島橋の仮橋製作架設工事を施行する必要がある
による。

令和2年第140号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 氷室公営住宅新築工事の請負（1次） |
| 2 施行場所 | 名古屋市南区氷室町地内 |
| 3 契約の内容 | 耐火構造 6階建1棟・その他
50戸
延面積 3,689.36平方メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 718,300,000円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市千種区今池一丁目5番11号
株式会社石田組
代表取締役 石田 侑嗣 |
| 7 完成予定期日 | 令和4年5月31日 |

(理 由)

この案を提出したのは、氷室公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和2年第141号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 氷室公営住宅新築工事の請負（2次） |
| 2 施行場所 | 名古屋市南区氷室町地内 |
| 3 契約の内容 | 耐火構造7階建1棟・その他
63戸
延面積 4,617.43平方メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 830,500,000円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市中区錦三丁目13番5号
徳倉建設株式会社
代表取締役社長 徳倉正晴 |
| 7 完成予定期日 | 令和4年5月31日 |

（理由）

この案を提出したのは、氷室公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和 2 年第 142 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 11 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 市役所東庁舎受電及び変電設備工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市中区三の丸三丁目地内 |
| 3 契約の内容 | 受電及び変電設備 1 式 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 1,078,000,000 円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
三菱電機株式会社中部支社
支社長 中 竹 春 美 |
| 7 完成予定期日 | 令和 6 年 2 月 29 日 |

(理 由)

この案を提出したのは、市役所東庁舎の受電及び変電設備工事を施行する必要があるによる。

令和2年第143号議案

財産の取得について

家庭学習用通信機器として、下記のとおり、モバイルルータを買い入れるものとする。

令和2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 財産の表示 モバイルルータ 21,543台
- 2 買入金額 166,046,981円
- 3 買入れの相手方 名古屋市西区名駅二丁目27番8号
KDDIまとめオフィス中部株式会社
取締役中部支社長 加藤俊之

(理 由)

この案を提出したのは、家庭学習用通信機器としてモバイルルータを取得する必要があるによる。

令和2年第144号議案

公立大学法人名古屋市立大学定款の変更について

平成17年第145号議決（平成17年7月8日議決）により定めた公立大学法人名古屋市立大学定款について、その内容の一部を下記のとおり変更するものとする。

令和2年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

第8条中「1人、理事6人」を「2人以内、理事8人」に改める。

第9条第3項中「副理事長は」の次に「、理事長があらかじめ定めた順序により」を加える。

第10条を次のように改める。

（理事長及び副理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

2 副理事長は、理事長が任命する。

第10条の次に次の1条を加える。

（学長の任命）

第10条の2 市立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長の任命は、次条に規定する学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長は、前条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

第11条の見出しを「（学長選考会議）」に改め、同条第1項中「理事長を」を「学長を」に、「理事長選考会議」を「学長選考会議」に改め、同条第2項

中「理事長選考会議」を「学長選考会議」に改め、同項第1号中「理事長」の次に「及び副理事長（前条第3項の規定により副理事長となるものに限る。）」を加え、同条第3項から第5項までの規定中「理事長選考会議」を「学長選考会議」に改める。

第12条の見出しを「（理事及び監事の任命）」に改め、同条第1項中「副理事長及び」を削る。

第13条第1項中「2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める」を「4年とする」に改め、同条第2項中「6年を超えない範囲内において理事長が定める」を「2年とする」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 理事長が欠員となった場合の副理事長及び理事の任期の末日は、前項の規定にかかわらず、補欠の理事長が任命される日の前日とする。

4 副理事長（第10条の2第3項の規定により副理事長となるものに限る。）の任期は、前2項の規定にかかわらず、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

第17条第2項中「15人」を「21人」に改める。

第20条第2項中「25人」を「27人」に改める。

別表 1 土地の表に次のように加える。

16	名古屋市千種区若水一丁目201番	宅地	27,609.31
17	名古屋市北区平手町1丁目1番1	宅地	17,060.09
18	名古屋市北区平手町1丁目1番3	宅地	7,455.84
19	名古屋市北区平手町1丁目1番4	宅地	1,137.38
20	名古屋市北区平手町1丁目1番5	宅地	344.84
21	名古屋市北区平手町1丁目1番6	宅地	1,237.54
22	名古屋市北区平手町1丁目1番8	宅地	191.77
23	名古屋市北区平手町1丁目1番9	宅地	224.78

別表 1 土地の表備考第2項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同表備考に次の2項を加える。

3 この表16の項の土地に係る出資の対象は、この土地のうち、2建物の表10の項の附属病院（入院・診療棟）、附属病院（救急・外来棟）及び附属病院（東棟）の敷地に当たる部分である。

4 この表17の項から23の項までの土地に係る出資の対象は、これらの土地のうち、2建物の表11の項の附属病院（本院）、附属病院（陽子線治療センター）、院内保育所及び立体駐車場の敷地に当たる部分である。

別表 2 建物の表中

「
〔
　医学研究科アイソトープ研究室・分子医学研究所
〕」
を
「
〔
　医学研究科脳神経科学研究所・医学研究科アイソトープ研究室
〕」
に改め、同表に次

のように加える。

10	名古屋市千種区若水一丁目201番地	附属病院（入院・診療棟）	鉄骨造8階建
		附属病院（救急・外来棟）	鉄骨造4階建
		附属病院（東棟）	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付5階建
11	名古屋市北区平手町1丁目1番地1、3、4、5、6、8及び9	附属病院（本院）	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地下1階付8階建
		附属病院（陽子線治療センター）	鉄筋コンクリート造地下1階付3階建
		院内保育所	鉄筋コンクリート造2階建
		立体駐車場	鉄骨造2階建

附 則

(施行期日)

1 変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款（以下「変更後の定款」という。）は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条、第17条、第20条及び別表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(学長の任命等の特例)

2 変更後の定款第10条の2第2項の規定に基づく最初の学長の選考は、変更前の公立大学法人名古屋市立大学定款第11条第1項の理事長選考会議を変更

後の定款第11条第1項の学長選考会議とみなして、施行日前においても行うことができる。

- 3 変更後の定款第13条第4項の規定に基づく最初の副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、前項の規定により学長選考会議とみなされる理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターの市立大学病院化に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (変更後
変更前)

公立大学法人名古屋市立大学定款（抜き）

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長 $\frac{2\text{人以内}}{1\text{人}}$ 、理事 $\frac{8\text{人}}{6\text{人}}$ 以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 (略)

2 (略)

3 副理事長は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4
5
6
7 } (略)

及び副理事長
(理事長の任命)

第10条 理事長は、市長が任命する。
理事長の任命は、法人の申出に基づき、市長が行う。

副理事長は、理事長が任命する。
2 理事長は、市立大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、次条に規定する理事長選考会議の選考に基づき行う。
(学長の任命)

第10条の2 市立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長の任命は、次条に規定する学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長は、前条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

学長選考会議
(理事長選考会議)

第11条 法人に、学長
理事長を選考するための機関として、学長選考会議
理事長選考会議を置く。

2 学長選考会議
理事長選考会議は、次に掲げる委員各3人をもって構成する。

(1) 第17条第1項に規定する経営審議会の委員 (理事長
第3項の規定により副理事長となるものに限る。) 及び副理事長 (前条
を除く。) の中から当

該経営審議会において選出された者

(2) (略)

3 学長選考会議
理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 議長は、学長選考会議
理事長選考会議を主宰する。

5 前3項に定めるもののほか、学長選考会議
理事長選考会議の議事の手続その他学長選考
会議
考会議に關し必要な事項は、議長が学長選考会議
理事長選考会議に諮って定める。

理事及び監事
(理事長以外の役員の任命)

第12条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 }
3 } (略)

(任期等)

第13条 理事長の任期は、4年とする
2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選

考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 副理事長及び理事の任期は、2年とする
6年を超えない範囲内において理事長が定め

る。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 理事長が欠員となった場合の副理事長及び理事の任期の末日は、前項の規定にかかわらず、補欠の理事長が任命される日の前日とする。

4 副理事長（第10条の2第3項の規定により副理事長となるものに限る。）
の任期は、前2項の規定にかかわらず、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

$\frac{5}{3}$
 $\frac{6}{4}$
3
4 } (略)

(設置及び構成)

第17条 (略)

2 経営審議会は、次に掲げる委員 $\frac{21}{15}$ 人以内をもって構成する。

(1)
5
(4) } (略)

3 (略)

(設置及び構成)

第20条 (略)

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員 $\frac{27}{25}$ 人以内をもって構成する。

(1)
5
(6)

3
4

別表（第24条関係）

1 土地

(略)

備考

1 (略)

2 この表6の項及び7の項の土地に係る出資の対象は、これらの土地のうち、2建物の表5の項の長池町公舎の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に当たる部分である。

3 この表16の項の土地に係る出資の対象は、この土地のうち、2建物の表10の項の附属病院（入院・診療棟）、附属病院（救急・外来棟）及び附属病院（東棟）の敷地に当たる部分である。

4 この表17の項から23の項までの土地に係る出資の対象は、これらの土地のうち、2建物の表11の項の附属病院（本院）、附属病院（陽子線治療センター）、院内保育所及び立体駐車場の敷地に当たる部分である。

2 (略)

参 照 条 文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（定款）

第8条（略）

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあっては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。）の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3
4 } （略）

（設立の認可等の特例）

第80条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

令和 2 年第 145 号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、令和3年度において当せん金付証票を下記のとおり発売するものとする。

令和 2 年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 発 売 総 額 300 億円以内

(理 由)

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証票を発売する必要があるによる。

